

令和6年2月28日

保護者 各位

鹿児島県立川内高等学校長

令和6年度以降の自転車通学許可規定の改定について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、今般の「道路交通法の一部を改正する法律」が令和5年4月から施行され、全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課されています。「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」においても、「自転車利用者は、自転車を利用するにあたり、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。」「乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。」とされています。

本校におきましても、令和6年度から別紙の通り「自転車通学許可規定」を改定し、乗車用ヘルメットの着用を「2 自転車通学生遵守事項(2)」に加えました。

また、車体検査は校内で各学級担任により実施しておりましたが、別紙の通り「川内高等学校自転車車体検査票」にて業者による検査を進級した際の更新手続き時にお願いすることにしました。

生徒の命を守るために、自転車通学時のヘルメット着用と業者による車体検査の実施にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、自転車通学生は、新年度を迎える前の3月中に乗車用ヘルメットの準備と別紙「川内高等学校自転車車体検査票」にて業者による車体検査をお願いします。

自転車通学許可規定

1 通学条件

- (1) 次の a～d のいずれかに該当すること。
 - a 学校までの直線距離が 1 km 以上ある。
 - b 通学では使用しないが、市総合運動公園など、部活動で常時利用している練習場所へ学校から移動するために必要である。(通学での使用はできません。)
 - c 肥薩おれんじ鉄道を利用する。(上川内駅～学校)
 - d その他、正当な理由が認められる。
- (2) 本校所定の遵守事項に則した自転車を使用し、遵守事項がしっかり守ることができる。

2 自転車通学生遵守事項

- (1) 道路交通法で定められた事項をしっかりと守り、安全運転に心掛けること
- (2) 安全性を示すマークのついた乗車用ヘルメットを着用すること。
- (3) 国道 3 号線で自転車が歩道を通行できる標識等があるときは、歩道の車道寄りを歩行者に注意し、通行すること。
- (4) 必ず雨合羽を所持し、雨天時は傘さし運転等しないこと。
- (5) 鞆を載せる荷台がついていること。(フックで下げるのも可)
- (6) 指定駐輪場所に停めること。
- (7) 駐輪する際は、必ず 2 重ロックすること。(盗難防止の為)
- (8) 部活動で使用する生徒は、下校時には使用できないので、常時学校に駐輪しておくこと。
- (9) 下校時は、校門まで手押しをして、校門を出てから乗ること。
- (10) 自転車の防犯登録・安全点検が確実に済ませてあること。
- (11) 何らかの自転車保険に加入していること。

3 その他

- (1) 「自転車通学許可願」を提出する前に、また、進級した際の更新手続き時までには、業者による車体検査を受ける義務がある。(安全の為)
- (2) 車体検査や駐輪場所での違反、道路交通法違反者については、自転車通学を取り消すか、一定期間停止する等の措置をとる場合がある。

自転車通学を許可されていた生徒も更新手続きが必要です。上記規定を確認した上で、別紙「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、別紙「川内高等学校自転車車体検査票」にて業者による車体検査を受け、進級した後に新担任に 2 枚一緒に提出してください。

- ・ 後日、自転車通学許可ステッカーを配布します。(別途 100 円程度がかかります。)
- ・ その後の申請は可能ですが、自転車に貼るステッカー番号が印刷ではなくマジックの手書きになります。
- ・ 新しい自転車通学許可ステッカーが配布され、新しい駐輪場所が指示されるまでは、旧学級の場所に整然と駐輪してください。

